

一般事業行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 6年 11月 1日～ 令和 9年 10月 31日までの3年間
2. 内容

目標1：将来的に「育児休業取得率100%」及び「1か月以上の育休取得」を目指し、育児休業制度等の制度についてのパンフレットを作成し、職員に配布し制度の周知を図る。

<対策>

- 令和 6年 11月～ 職員へのアンケート調査、検討開始
- 令和 7年 1月～ 制度に関するパンフレットの作成・配布、研修などによる職員への周知

目標2：小学校入学前までの子を持つ職員の短時間勤務制度を導入する。

<対策>

- 令和 6年 11月～ 職員のニーズの把握、検討開始
- 令和 7年 2月～ 制度の導入
説明会による職員への短時間勤務制度の周知

目標3：子の看護休暇及び介護休暇について法を上回る制度に拡充する。
無給を有給とする。またいわゆる「中抜け」（就業期間の途中から時間単位の休暇を取得し、就業時間の途中に再び戻ること）で取得できる制度など。

<対策>

- 令和 6年 11月～ 職員へのアンケート調査、検討開始
- 令和 7年 2月～ 育児・介護休業規程の改定
説明会による職員への周知